

行 政 法 (50 点)

X1 は、国税を滞納し、督促を受けてもこれを納付しなかったため、税務署長は、X1 の所有する土地 A 及び B につき、国税徴収法 47 条 1 項 1 号及び同法 68 条 1 項の規定に従って差押処分をするとともに、同条 3 項の規定に従って関係機関である登記所に差押の登記を囑託した。これらの登記がされた後、X2 は、X1 から B を取得した。

その後、税務署長は、A 及び B につき、公売公告（同法 95 条 1 項）をした。そこで、X1 及び X2 は、それぞれ A 及び B につき、Y（国）を被告として、出訴期間内に、公売公告の取消訴訟を提起した。

しかしながら、これらの訴えの係属中に、滞納処分手続は終了した。すなわち、税務署長が、同法 113 条 1 項の規定に従って最高価申込者である Z に対し A 及び B の売却決定をし、次に、Z が、同法 115 条 1 項・3 項及び同法 116 条 1 項の規定に従って買受代金を納付して A 及び B を取得し、さらに、税務署長が、同法 128 条 1 項 1 号・129 条 1 項の規定に従って A 及び B の売却代金を X1 の滞納に係る国税債権に配当した。

Y は、いずれの訴えにおいても、もはや公売公告の「効果」（行政事件訴訟法 9 条 1 項括弧書）はなくなったのであって、訴えの利益は消滅したと主張している。なお、Y は、公売公告が取消訴訟の対象となる点については、争っていない。

これに対し、X1 は、Y が主張するように公売公告の効果がなくなったとしても、滞納者としてなお「回復すべき法律上の利益」（同項括弧書）を有するのであって、訴えの利益は消滅していないと主張している。また、X2 は、Y が主張するように公売公告の効果がなくなったとしても、所有者としてなお「回復すべき法律上の利益」（同項括弧書）を有するのであって、訴えの利益は消滅していないと主張している。

問 1 Y の主張を支持する立場から、公売公告のどのような「効果」がなくなったといえるのかについて、論じなさい。

問 2 X1 の主張を支持する立場から、滞納者としてどのような「回復すべき法律上の利益」があるといえるのかについて、論じなさい。

問3 X2の主張を支持する立場から、所有者としてどのような「回復すべき法律上の利益」があるといえるのかについて、論じなさい。

【参照条文】

◎国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七十七号）（抄）

（差押の要件）

第四十七条 次の各号の一に該当するときは、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押えなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を發した日から起算して十日を経過した日までに完納しないとき。

二 …

2・3 …

（不動産の差押の手續及び効力發生時期）

第六十八条 不動産（…）の差押は、滞納者に対する差押書の送達により行う。

2 前項の差押の効力は、その差押書が滞納者に送達された時に生ずる。

3 税務署長は、不動産を差し押えたときは、差押の登記を關係機關に囑託しなければならない。

4・5 …

（公売公告）

第九十五条 税務署長は、差押財産を公売に付するときは、公売の日の少なくとも十日前までに、次に掲げる事項を公告しなければならない。

…

一 公売財産の名称、数量、性質及び所在

二 公売の方法

三 公売の日時及び場所

四 売却決定の日時及び場所

五 公売保証金を提供させるときは、その金額

六 買受代金の納付の期限

七 公売財産の買受人について一定の資格その他の要件を必要とするときは、その旨

八 公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他その財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出るべき旨

九 前各号に掲げる事項のほか、公売に関し重要と認められる事項

2 前項の公告は、税務署の掲示場その他税務署内の公衆の見やすい場所に掲示して行う。ただし、他の適当な場所に掲示する方法、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲げる方法その他の方法を併せて用いることを妨げない。

(不動産等の売却決定)

第百十三条 税務署長は、不動産等を換価に付するときは、公売期日等から起算して七日を経過した日（以下「売却決定期日」という。）において最高価申込者に対して売却決定を行う。

2 …

(買受代金の納付の期限等)

第百十五条 換価財産の買受代金の納付の期限は、売却決定の日（…）とする。

2 …

3 買受人は、買受代金を第一項の期限までに現金で納付しなければならない。

4 …

(買受代金の納付の効果)

第百十六条 買受人は、買受代金を納付した時に換価財産を取得する。

2 徴収職員が買受代金を受領したときは、その限度において、滞納者から換価に係る国税を徴収したものとみなす。

(配当すべき金銭)

第百二十八条 税務署長は、次に掲げる金銭をこの節の定めるところにより配当しなければならない。

一 差押財産の売却代金

二～四 …

2 …

(配当の原則)

第百二十九条 前条第一項第一号又は第二号に掲げる金銭（以下「換価代金等」という。）は、次に掲げる国税その他の債権に配当する。

一 差押えに係る国税

二～四 …

2 …

3 前二項の規定により配当した金銭に残余があるときは、その残余の金銭は、滞納者に交付する。

4～6 …